

厚木市コミュニティ保育推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティ保育推進事業を実施する者に対し、厚木市コミュニティ保育推進事業補助金を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5条）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ保育 児童及び保護者の居住する区域及び近隣区域の児童の遊戯圏、生活圏、学校区（小学校区）のような地理的範囲を持つ近隣集団的な組織化の図れる生活共同体において実施される児童の保育をいう。
- (2) 児童 就学前児童をいう。
- (3) 保育リーダー 保育資格を有する者、幼稚園教諭免許を有する者その他市長が認める者をいう。
- (4) 保育ボランティア 児童の保育について、地域の自主的な保育活動に理解があり、自ら保育についての知識や技術を高めていこうという熱意のある者をいう。
- (5) 指導保育所 コミュニティ保育を実施するコミュニティ保育グループに対し、保育に関する相談、助言及び指導等具体的な援助を行う保育所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、コミュニティ保育の実施に係る事業（以下「保育事業」という。）又はコミュニティ保育の普及に係る事業（以下「普及事業」という。）のいずれかを行う者とする。

(保育事業)

第4条 補助金の交付を受けることができる保育事業は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 児童の保護者がコミュニティ保育グループをつくり、保育リーダーの指導及び保育ボランティアの援助を受けながら屋内又は屋外の施設で直接コミュニティ保育を実施すること。
- (2) 児童数が10人以上60人以内であること。ただし、厚木市在住の児童が5人以上在籍していること。
- (3) 保育期間が年間連続して3箇月以上であること。
- (4) 保育日数が1週間当たり2日以上であること。
- (5) 保育時間が1日当たり2時間以上であること。
- (6) コミュニティ保育グループの保育期間において、指導保育所の助言及び指導を受けられること。

(普及事業)

第5条 補助金の交付を受けることができる普及事業は、児童の保護者の保育意識の啓発等又は保育ボランティアの養成等のためにコミュニティ保育グループが行う5日以上の研修会とする。

(補助額)

第6条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の算定方法は、別表に規定するとおりとする。

(申請書の提出期日)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニティ保育推進事業補助金交付申請書（第1号様式）により、毎年5月10日までに市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更等)

第8条 補助金の交付を受けた申請者は、保育事業又は普及事業（以下これらを「補助事業」という。）の内容又は経費の配分に変更が生じた場合は、速やかに変更承認申

請書（第2号様式）に変更内容を証明するものの写しのほか、必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事業実績の報告）

第9条 補助金の交付を受けた申請者は、当該会計年度終了後30日以内にコミュニティ保育推進事業実績報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付時期）

第10条 補助金の交付時期は、6月とし、事業の完了前に全部交付するものとする。

（帳簿類の保存）

第11条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は変更し、当該申請者に対し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（1）補助条件に違反したとき。

（2）第8条に規定する計画変更等が生じたとき。

（3）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行し同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月30日から施行し同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行し同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行し同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行し同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

事業名	経費名	対象経費	算定方法（限度額）
保 育	実施奨励費	印刷広報事務費、一般事務費、保育リーダー、保育ボランティアに対する謝礼等グループの運営のための経費	1 グループにつき年額 臈30人以下 100,000円 臈31人~60人 150,000円 + (3,000円×対象児童数)
	家賃等施設費	コミュニティ保育活動拠点の家賃（管理費、共益費、消費税等を含む。）等の経費	1 グループにつき年額 月額家賃（100,000円を限度とする。）×1/2×月数
	教材費	児童のための教材費	1 グループにつき年額 1,800円×対象児童数（4歳未満） 2,500円×対象児童数（4歳以上）
	遊具等の保守点検費	遊具等の保守点検に要する経費補助	1 グループにつき年額 25,000円
	児童環境整備料	施設の修繕費等の経費補助	1 グループにつき年限度額 150,000円
事 業	設備等整備費	グループ結成に必要とする経費又はコミュニティ保育活動拠点の移転に伴う経費（遊具、教具等の保育設備・備品の購入等）	1 グループ結成時 300,000円（初年度のみ） 活動拠点移転時 300,000円
	保険料	コミュニティ保育の実施中の事故等に対する児童損害賠償責任保険	児童1人につき 840円×対象児童数 保護者1人につき 600円×参加保護者数
	指導保育所奨励費	コミュニティ保育の実施する保育グループに対する相談、助言、指導等、具体的援助のための経費	1 指導保育所につき月額 5,000円 ×実施期間（月数）
	障害児保育推進費	障害児の健全な社会性、情緒等の成長発達の助長を図るために要する費用	障害児等の認定を受けた児童数 ×（月額）15,000円
	尿・ぎょう虫卵検査料	児童のための健康管理費	1 グループにつき年額 158円×対象児童数（3歳未満） 428円×対象児童数（3歳以上）
普及事業	養成普及費	会場使用料、講師謝礼等、研修会開催のための経費	1 グループにつき年額 100,000円

備考1 対象児童数は、市内に住所を有する在籍児童数とする。基準日は、当該年度の4月1日とし、障害児保育推進費は各月初日とする。

2 障害児等の認定に当たっては、障害児に関する専門の機関又は専門医等の意見を聞くものとする。

3 各経費の対象経費の支出額が限度額を下回るときは、実際に支出した対象経費を補助額とする。